

【声明】教職員の願いに背を向ける中教審答申に抗議し、 実効性ある真の「学校の働き方改革」実現を求めます

8月27日、中教審は『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（以下、「答申」）を文科大臣に提出しました。

「答申」は、公立学校教員の処遇改善策として、給特法の枠組みを維持したまま教職調整額を10%以上に増額することや、新たな級・手当の創設によってメリハリある賃金体系にすることを掲げる一方、教職員増については、小学校教科担任制のための加配やサポート人員を拡充すること等にとどまっています。これは、現場教職員の期待を大きく裏切る内容であると言わざるを得ません。

現行の給特法体制の根本的な問題は、教員の「日常の仕事時間」の多くが労働と認められず、時間外手当支給など長時間労働に歯止めをかける実効的な仕組みが構築できないことです。この根本的な問題について、中教審において正面から議論されることがなかったことは遺憾です。

長野県教組はこれまで、労働基準法が定める8時間労働の原則に基づき、「勤務時間の中で子どもと向き合う仕事を十分に行うことができる環境を国の責任で整えるべきだ」と一貫して訴えとともに、学校の働き方改革を推進するための業務削減や人員増を求め、街頭アピールや署名活動など社会的対話と発信を行ってきました。

県教組勤務実態調査では、今年6月の平均超過勤務時間が77時間を超え、20年近く過労死ラインの水準が続いています。2022年に精神系疾患で長期休職した教員は全国で6500人以上、長野県内でも70人を超えました。教職員の未配置・未補充も年々増加しており、状況が深刻化する中、学校現場における業務削減の努力はすでに限界にきています。

「答申」は、時間外在校等時間を「20時間程度に縮減する」ことを目指すとしているにも関わらず、達成までの具体策や計画、時期の目標が示されていません。中学校への35人学級拡大に道を開き、教員業務支援員などスタッフ職の拡充に言及したことは一定評価できますが、教員の持ち授業時数の上限設定と「乗ずる数」見直しを求める現場の声に背を向け、「管理職によるマネジメントの裁量を縛る」「基礎定数が増えても必ずしも持ち時数は減らない」等、根拠のない理由を挙げて教職員定数の根本的な改善を否定しています。学校現場に新たな分断をもたらす「新たな職階」の導入を求めた点も看過できません。

国において様々な教育内容やそれに付随する業務を一方向的に増やしておきながら、「職務の特殊性」を前提に教職調整額の増額をもって学校の働き方の現状を追認するかのよう論理は破綻しています。この「答申」では、教職員のいのちと健康は守れません。

私たちは、子どもたちの豊かな学びを保障し、すべての教職員のいのちと健康を守るため、給特法体制の抜本的な見直しを引き続き求めます。そして、業務の削減、教職員基礎定数の改善、「カリキュラム・オーバーロード」の解消、教育予算の拡充など、教職員が人間らしく働ける真の改革を実現させるため、今後も力強く運動をすすめることを、ここに表明するものです。

2024年8月30日

長野県教職員組合 執行委員会